

株式の分割（無償交付）に関する取締役会決議公告

平成 18 年 2 月 9 日

株 主 各 位

宮崎県宮崎市大字本郷北方 2485 番地 20



株式会社 **アリスカ**

代表取締役 有坂 順三

平成 18 年 2 月 8 日開催の当社取締役会において、株式の分割（無償交付）に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成 18 年 4 月 1 日（土曜日）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。
 - 分割により増加する株式数 普通株式 4, 265, 600 株
 - 分割の方法
平成 18 年 3 月 31 日（金曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。
- 配当起算日 平成 18 年 4 月 1 日
- その他この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割により発行する株券およびご所有株式に関するご案内は、平成 18 年 5 月 19 日にお届出住所にお送り申し上げる予定でございます。ただし、1 単元（100 株）未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行いたしません。
- 証券保管振替制度ご利用の場合は、平成 18 年 4 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることになり、平成 18 年 4 月 1 日からご売却等が可能です。
- 平成 18 年 4 月 1 日以後になされた単元未満株式の買取請求については、その買取代金のお支払いが平成 18 年 5 月 8 日以後となります（ただし、実質株主名簿に記載された単元未満株式についての買取代金は、通常の日程でお支払いいたします）。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。
なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

名義書換代理人

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

みずほ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

お問合わせ先

〒135-8722 東京都江東区佐賀一丁目 17 番 7 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

同 取 次 所

みずほ信託銀行株式会社 全国各支店

みずほインベスターズ証券株式会社

本店および全国各支店